

川崎市道路監理員設置要綱

(設 置)

第1条 道路法（昭和27年法律第180号、以下「法」という。）第71条第4項の規定に基づき、本市に川崎市道路監理員（以下「道路監理員」という。）を置く。

(権 限)

第2条 道路監理員は、法第46条第2項並びに法第71条第4項及び第5項に規定する権限を行う。

(任 命)

第3条 道路監理員は、建設緑政局及び区役所道路公園センターの係長職以上の職員のうち別表に定めるものから任命する。

2 前項の規定により道路監理員の任命がなされた場合には、速やかに身分証明書を交付する。

(任 期)

第4条 道路監理員の任期は、2年とする。ただし、状況によりこれを短縮することができる。

(身分証明書の携帯等)

第5条 道路監理員は、その権限を行使するに当たって、道路監理員である身分を示す身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときには、これを呈示しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて建設緑政局長が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成4年7月8日より施行する。

2 道路監理員の配置及び任命基準は廃止する。

附則

1 この改正要綱は、平成8年8月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成18年8月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、令和5年4月1日より施行する。

別表

所 属	補 職 名
道路河川管理部 路政課	課長・路政係長・占用係長・屋外広告物係長・不法占拠対策係長
道路河川管理部 管理課	課長・企画係長・認定係長
道路河川整備部 施設維持課	課長・担当課長（電気・機械設備）・道路維持改良係長・安全施設係長・ 橋梁維持係長・電気設備維持改良係長・機械設備維持改良係長
川崎区役所 道路公園センター	所長・管理担当課長・整備担当課長・利用調整担当係長・財産管理担当係長・ 土木整備担当係長・作業管理長
幸区役所 道路公園センター	所長・管理担当課長・整備担当課長・利用調整担当係長・財産管理担当係長・ 土木整備担当係長・作業管理長所長・
中原区役所 道路公園センター	所長・管理担当課長・整備担当課長・利用調整担当係長・財産管理担当係長・ 土木整備担当係長・作業管理長
高津区役所 道路公園センター	所長・管理担当課長・整備担当課長・利用調整担当係長・財産管理担当係長・ 土木整備担当係長・作業管理長
宮前区役所 道路公園センター	所長・管理担当課長・整備担当課長・利用調整担当係長・財産管理担当係長・ 土木整備担当係長・作業管理長
多摩区役所 道路公園センター	所長・管理担当課長・整備担当課長・利用調整担当係長・財産管理担当係長・ 土木整備担当係長・作業管理長
麻生区役所 道路公園センター	所長・管理担当課長・整備担当課長・利用調整担当係長・財産管理担当係長・ 土木整備担当係長・作業管理長